



島根県報

平成28年8月5日（金）

第2,824号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

保安林予定森林 (森林整備課) 2

保安林の指定（2件） (") 2

【公 告】

島根県ネットワーク連携基盤の構築運用保守業務に係る提案協議の実施 (情報政策課) 3

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7

【特定調達公告】

IC免許証追記装置の賃貸借契約に係る一般競争入札の実施 (警察本部) 7

運転者管理業務用装置の賃貸借契約に係る一般競争入札の実施 (") 10

【人委告示】

平成28年度島根県職員（経験者）採用試験及び島根県職員（地区別）採用試験の実施 12

告 示**島根県告示第531号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成28年 8 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 ゆず	福祉用具貸与	ゆず	出雲市斐川町神氷2753番地2	平成28年 8 月 1 日
	介護予防福祉用具貸与			
株式会社 ゆず	特定福祉用具販売	ゆず	出雲市斐川町神氷2753番地2	平成28年 8 月 1 日
	特定介護予防福祉用具販売			

島根県告示第532号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 8 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市矢尾町字鼻高仙1361、1362-1、1363-1から1363-23まで、1363-26、1364-1、1365-1、1366-1、1367-1、1368、1369-1、1369-2、1370から1378まで、1379-1、1380、1380-1、1380-2、1381、1382、大社町遙堪字大黒山2075-1、2076-1、2076-4から2076-9まで、字万ヶ丸2077-1、2077-25、2077-26

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第533号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年 8 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町油井石畑ケ161-2、奥平167-1、167-3、168、脱シ339-7、339-内8から339-内10まで、

339-11、339-12、339-15、339-30

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第534号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年 8 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町都万河原山4837、カイ鳥平5322、5323、アッソン平5324から5326まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

島根県ネットワーク連携基盤の構築運用保守業務に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成28年 8 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県ネットワーク連携基盤（以下「連携基盤」という。）の構築運用保守業務

(2) 仕様

別に定める「島根県ネットワーク連携基盤の構築運用保守業務に係る提案競技仕様書」（以下「仕様書」とい

う。)による。

(3) 期間

ア 連携基盤の構築業務

契約の日から平成29年3月31日まで

イ 連携基盤用ハードウェア等の賃貸借及び運用保守業務

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(4) 予算額

83,588千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、単独企業・法人にあつては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配付手続

(1) 配布期間

平成28年8月5日（金）から同年9月1日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎4階） 島根県地域振興部情報政策課

(3) 配布手続

提案競技説明書の配布を受けようとする場合は、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。同誓約書様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布により提供する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合に限る。）

(7) 提案書提出書 1部

(8) 提案書 6部

(9) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成28年9月2日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成28年9月13日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム管理グループ

電話 0852-22-6315 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、その場合においては、着信を電話により確認すること。）。
- (2) 提出期限
平成28年8月22日（月）午後5時まで
- (3) 提出先
5の(3)に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、平成28年8月29日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成28年9月7日付けで、郵送にて通知する。

8 選定方法

- (1) ネットワーク連携基盤の構築運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
- (3) ヒアリングの日程等については、提案競技参加者に別途通知する。
- (4) 審査は、次の方法で行う。
 - ア 仕様書に記載してある【実現必須】の項目が実施されることを確認する。
 - イ 仕様書に記載してある【提案必須】の項目について、別に定める評価基準に基づき評価する。
- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除

する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他留意事項

(1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : A Data-transmitted Computing system 1 set

(2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 13 September 2016

(3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-6315

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年 8 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市赤江町菖蒲644番6、644番7

面積 374.28平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市姫原二丁目4番地3

ライトハーモニー姫原101

桑原 泰之

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年 8 月 5 日

島根県警察本部長 米 村 猛

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

I C 免許証追記装置の賃貸借契約

(2) 賃貸借物件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成29年 1 月 1 日から平成33年12月31日まで

(4) 入札方法

ア この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、島根県警察本部長の承認を得て、書面により提出することができるものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に記載されている者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成28年 9 月 16 日（金）正午までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び所定の提出資料を電子調達システム又は書面による申請を認められた者は書面により提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成28年 9 月 28 日（水）午前 9 時から同月 29 日（木）午後 4 時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所

ア 日時

平成28年 9 月 29 日（木） 午後 4 時（郵送による入札にあつては、正午までに到着していること。）

イ 場所

島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 2 階 警務部会計課用度係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年 9 月 30 日 (金) 午後 2 時

イ 場所

島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 2 階 聴聞室

5 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成28年 9 月 13 日 (火) までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成28年 9 月 13 日 (火) までの日 (島根県の休日を定める条例 (平成元年島根県条例第 9 号) 第 1 条に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 交付場所

〒690-8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2241、2242

6 入札説明会

行わない。

7 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札保証金

契約予定相当額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) 第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

10 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

12 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

13 契約書作成の要否

要する。

14 その他

詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Subject matter for tender : Leasing contract such as equipment to read driver's licence equipped with integrated circuit

(2) Bid tendering Date and time : 9 : 00 a.m. September 28, 2016 ~ 4 : 00 p.m. September 29, 2016 (Bids by

Post must be received by noon on September 29, 2016)

- (3) Contract contact information: Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510
TEL: 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年8月5日

島根県警察本部長 米 村 猛

1 入札に付する事項

(1) 入札の件名

運転者管理業務用装置の賃貸借契約

(2) 賃貸借物件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成29年3月1日から平成34年2月28日まで

(4) 入札方法

ア この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、島根県警察本部長の承認を得て、書面により提出することができるものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成28年9月16日（金）正午までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び所定の提出資料を電子調達システム又は書面による申請を認められた者は書面により提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成28年9月28日（水）午前9時から同月29日（木）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所

ア 日時

平成28年9月29日（木）午後4時（郵送による入札にあつては、正午までに到着していること。）

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階 警務部会計課用度係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年9月30日（金）午後3時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階 聴聞室

5 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成28年9月13日（火）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成28年9月13日（火）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2241、2242

6 入札説明会

行わない。

7 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

10 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

12 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

13 契約書作成の要否

要する。

14 その他

詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Subject matter for tender : The lease contract of equipment including driving licence terminal equipment

(2) Bid tendering Date and time : 9 : 00 a.m. September 28, 2016 ~ 4 : 00 p.m. September 29, 2016 (Bids by Post must be received by noon on September 29, 2016)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510

TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第6号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、平成28年度島根県職員（経験者）採用試験及び島根県職員（地区別）採用試験を次のとおり実施する。

平成28年 8 月 5 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成28年 8 月 8 日（月）から同年 9 月 16 日（金）まで

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、9 月 16 日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、9 月 14 日（水）午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験の種類、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定人員	職務内容
経験者	行政	8名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事
	電気	2名	島根県の諸機関に勤務し、建築物の電気設備等に関する設計・施工管理、県庁舎等の電気設備の保守管理、発電所等の電気設備の運転・保守管理又は防災行政無線設備の管理等の業務に従事
地区別	一般事務 (石見地区)	2名	島根県の石見地区（大田市、江津市、浜田市、益田市、邑智郡、鹿足郡）の諸機関に勤務し、行政事務に従事

	一般事務 (隠岐地区)	1名	島根県の隠岐地区(隠岐郡)の諸機関に勤務し、行政事務に従事
--	----------------	----	-------------------------------

- (注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。また、10月16日に別途実施予定の採用選考による試験との併願はできない。
- 2 申込受付後の試験区分の変更は、認めない。
- 3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢

試験の種類	試験区分	年 齢
経 験 者	行 政	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者
	電 気	昭和54年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者
地 区 別	全試験区分	昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者(試験区分「電気」を除く。)
- イ 成年被後見人又は被保佐人(経過措置による準禁治産者を含む。)
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区 分	試験日	試験地及び試験場	合 格 発 表
第1次試験	平成28年10月16日(日) 受付時間 9:00~9:30 試験時間 10:00~14:30 (試験区分「電気」は10:00~17:00) ※試験区分「行政」の個別面接試験日 平成28年11月5日(土)又は11月6日(日)のうち指定する1日 ※詳細は対象者に通知 (試験場 島根県庁会議棟)	松 島根県職員会館 江 (松江市内中原町) 市	11月9日(水)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。 ※試験区分「行政」の第1次試験自己PR型面接試験対象者は10月26日(水)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに対象者の受験番号を掲示するほか、対象者に通知する。
		浜 島根県立大学(浜田 田 キャンパス)講義・ 市 研究棟 (浜田市野原町)	
		東 島根イン青山 京 (港区南青山) 都	
第2次試験	平成28年11月19日(土)又は11月20日(日) ※詳細は、第1次試験合格通知により通知する。	松 島根県職員会館 江 (松江市内中原町) 市 又は サンラポーむらくも (松江市殿町)	12月上旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。

5 試験の種目、配点及び内容

(1) 経験者

区 分	試験区分	試験種目及び配点	内 容
第1次試験	行政	教養試験	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試

		(40点)	験
		自己アピール論文試験 (60点)	自己の経験等（職務等の内容、具体的な実績、資格等）及びそれを県行政においてどのように活用するかについて自己アピールを行う論文試験
		自己PR型面接試験 (100点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出） ※面接の冒頭で、自己アピール論文試験で作成した論文に基づくプレゼンテーションを5分間程度実施 ※筆記試験結果の上位の者を対象に11月5日又は11月6日に実施
	電気	教養試験 (20点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験
		専門試験 (40点)	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
		自己アピール論文試験 (40点)	自己の経験等（職務等の内容、具体的な実績、資格等）及びそれを県行政においてどのように活用するかについて自己アピールを行う論文試験
第2次試験	行政及び電気	面接試験 (100点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出）
		適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

- (注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。
2 最終合格者は、第2次試験の評価のみで決定する。

(2) 地区別

区 分	試験種目及び配点	内 容
第1次試験	教養試験 (50点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験
	作文試験 (50点)	文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
第2次試験	面接試験 (50点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出）
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

- (注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。
2 最終合格者は、第2次試験の評価のみで決定する。

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「経験者請求」又は「地区別請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「経験者申込」又は「地区別申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載された後、各任命権者がその中から採用者を決定する。なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

8 給与

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

初任給の例（平成28年 4 月 1 日現在）

試験区分	学 歴	年 齢	公務に有効な民間等経歴	初任給月額
経験者	大学卒	30歳	8年	225,936円
		35歳	13年	242,743円
		37歳	15年	266,796円
地区別	高校卒	22歳	4年	167,163円
		30歳	12年	207,620円
		35歳	17年	224,024円